

韓国における家電リサイクル制度について

産業構造審議会環境部会廃棄物・リサイクル小委員会
電気・電子機器リサイクルワーキンググループ
中央環境審議会廃棄物・リサイクル部会家電リサイクル制度評価検討小委員会
第11回合同会合

平成19年7月30日

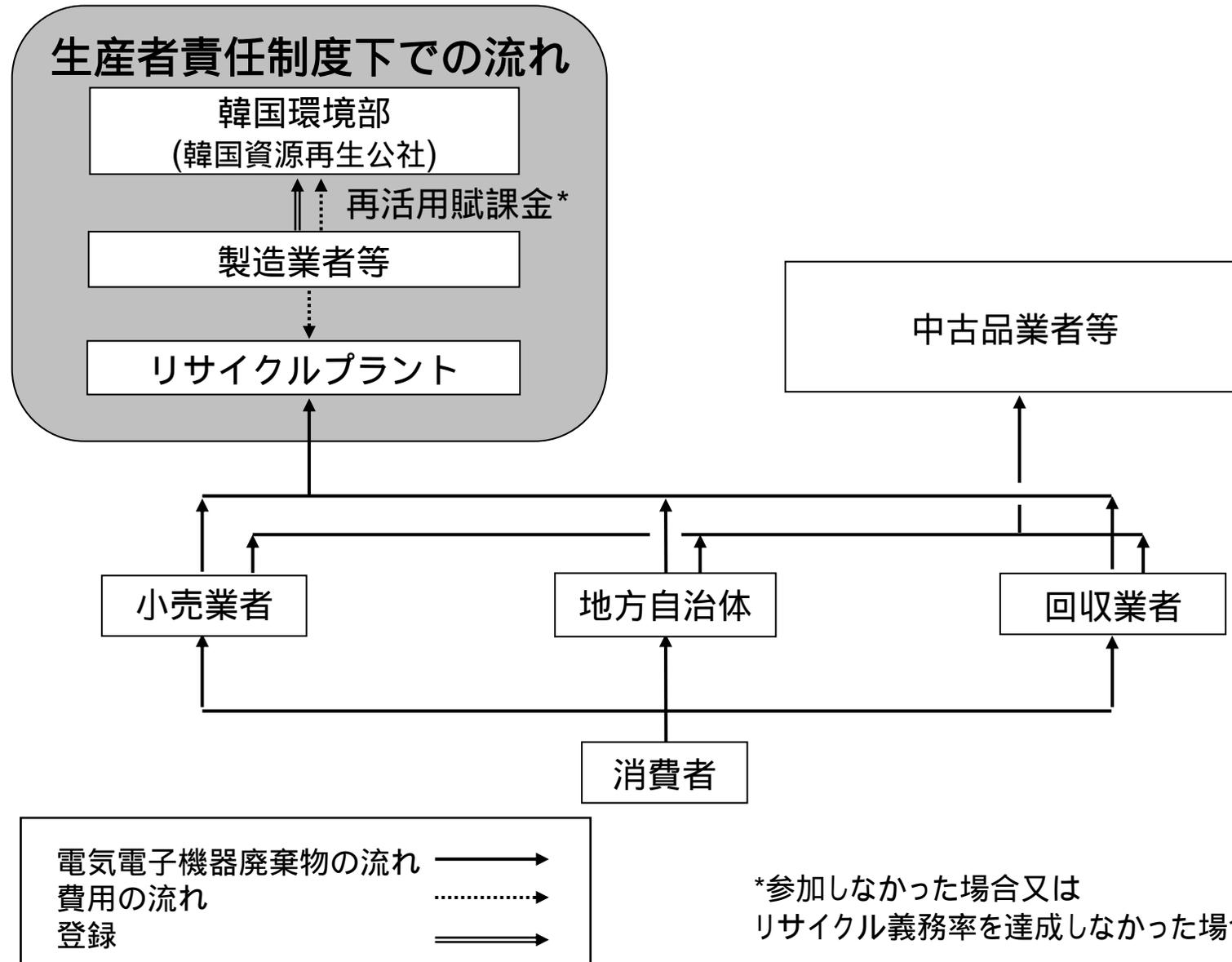
預置金制度（1991～2003）

- 「預置金制度」とは、製造業者及び輸入業者に対して、特定の対象製品や容器の回収や処理にかかる費用を、予め国庫に預置させ、回収・処理を行った場合に、預置金を返還するという制度である。この制度は2003年に「生産者責任制度」に移行した。
- 「預置金制度」について、当初は、「廃棄物の処理に関する法制度（廃棄物管理法）」が根拠法であったが、1993年に「資源の節約および再活用促進に関する法律」が根拠法となった。
- 対象：エアコン、テレビ、冷蔵庫、洗濯機
（この他、電池類、タイヤ等も対象）

生産者責任制度（2003～）

- 2003年から生産者責任制度を開始。この制度では、生産者の責任で使用済家電の回収・リサイクルが行われる。本制度に参加すれば、生産者等に対する預置金の納入義務が停止する。制度的には生産者の自主的参加であるが、参加しない場合再活用賦課金（旧預置金）の納入義務がそのまま残り、これが大幅に引き上げられているため、事実上、参加せざるを得ない仕組みである。また、リサイクル義務率が達成できない場合にも、再活用賦課金が課される。
- 現在、生産者の責任で設立したリサイクルプラント、韓国電子産業振興会（EIAK）から独立した業界団体KAEE（Association of Electronics Environment in Korea：韓国電子産業環境協会）が設立したプラント及び生産者が委託した処理業者のリサイクルプラントで、廃電気・電子機器のリサイクルが行われている。
- 対象：エアコン、テレビ、冷蔵庫、洗濯機、PC、オーディオ、携帯電話、プリンター、複写機、ファクシミリ³

生産者責任制度 (概要)



自動車及び電気・電子機器に対する資源循環法

- 2007年に生産者責任制度を改正し、「自動車及び電気・電子機器に対する資源循環法律」を制定した(2008年1月施行)。
- 同法では、生産者責任制度を基に、製造業者等に対しリサイクル実施義務を課すとともに、有害物質の使用制限、リサイクルの容易な製品設計、リサイクルの情報提供、フロンガスの回収及び処理、回収処理・リサイクル実績の報告等を新たに義務付けた。なお、リサイクル費用は製造業者負担(内部化)、買換の際の収集運搬費用は小売業者が負担(小売業者が無料引取)。
- 対象：エアコン、テレビ、冷蔵庫、洗濯機、PC、オーディオ、携帯電話、プリンター、複写機、ファクシミリ、自動車